

一般財団法人地方競馬共済会給付規程（抜粋）

（総則）

第1条 地方競馬共済会定款第6条第2項第1号から第3号までに掲げる事項については、この規定の定めるところによる。

（給付の種類）

第2条 地方競馬共済会（以下「共済会」という。）は、会員（共済会会員規程（以下「会員規程」という。）第4条の規定により会員として承認された者をいう。以下同じ。）の入院、障害、死亡、脱会に対して次の各号の給付を行う。

- （1）障害給付
- （2）入院給付
- （3）遺族給付
- （4）脱会給付（第5条第2項及び第3項に規定する給付を含む。）

2 共済会は、前項に定めるもののほか、騎手である会員の競走中その他騎手が地方競馬主催者の管理下にある間における事故に対して特別の給付を行うことができる。

（障害給付）

第3条 障害給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいう。以下同じ。）が生じた場合に行うものとし、その金額は、障害の程度に応じて別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事故の日から起算して180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は事故の日から起算して181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、その程度に応じ、別表1により給付する。

3 後遺障害の程度は、医師が作成した診断書に基づき、第22条第1項の規定により保険契約を締結している損害保険会社又は生命保険会社の認定によるものとする。

4 既に身体に障害のあった会員が、業務中の事故により傷害を被り、同一の部位について障害の程度を加重した場合又は同一の部位につき障害の程度に変更があつて前の障害より重い障害等級に該当するに至った場合における障害給付は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害給付の額から従前

の障害給付の額を差引いた額とする。

(入院給付)

第3条の2 入院給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事し、又は平常の生活ができなくなり、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は治療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。以下同じ。）した場合に行うものとし、その金額は、1日につき3,000円とする。ただし、事故の日から起算して180日以内の入院に限る。

(遺族給付)

第4条 遺族給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合にその遺族に対して行うものとし、その金額は、900万円とする。ただし、この場合において、その会員が業務中における同一の事故により傷害を被り、すでに第3条に規定する障害給付を受けているときは、これを遺族給付の内払とみなす。

2 死亡の判定は、医師が作成した診断書又は死体検案書によるものとする。

(脱会給付)

第5条 脱会給付は、会員が共済会の会員の資格を喪失した場合に会員であった者又はその遺族に対して行うものとし、その金額は、在籍期間に応じ別表2のとおりとする。

2 前項の規定により、脱会給付を行うときは、理事長が理事会の議決を経て定める脱会付加給付を行うことができる。

3 第1項の規定は、会員が地方競馬全国協会（以下「協会」いう。）の騎手課程に係る騎手候補生となったことに起因して会員の資格を喪失した場合には、適用しない。ただし、その者が騎手候補生としての身分を失ったとき（騎手候補生としての身分を失ったときに現に会員であった場合及び身分を失ったときから1ヵ月以内に厩務員認定申請を行い、6ヵ月以内に会員資格を取得した場合を除く。）は、この限りでない。

(在籍期間の計算方法)

第6条 在籍期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から会員の資格を喪失した日の属する月までの月数による。

2 正当な理由がないのに会員規程第8条第1項の規定により会費を納入しなかった月があるときは、当該月数は前項の在籍期間に含めないものとする。

3 第5条第3項の規定により、脱会給付の支給を受けなかった会員については、その後取得した会員の資格に係る脱会給付の支給に際し、当該支給を受けなかった脱会給付に係る在籍期間をその在籍期間に加えるものとする。

(業務の範囲)

第7条 第3条第1項及び第4項、第3条の2、第4条第1項並びに第15条に規定する「業務中」という業務とは次の作業をいう。

- (1) 厩舎作業（馬の手入れ、飼い付け、装締及び治療に際しての馬の保定、寝わらの搬出入又はこれらに関連する作業）
- (2) ひき運動、乗り運動又はこれらに関連する作業
- (3) 競走、調教のための騎乗又はこれらに関連する作業
- (4) 競馬の開催に関連する競走馬の取扱いに関する作業（遺族の範囲及び順位）

第8条 第4条及び第5条の遺族の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 会員の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- (3) 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母
- (4) 兄弟姉妹、ただし、死亡した会員と同じ世帯に属したことの無い者を除く。

2 会員の死亡当時の胎児は、すでに生まれた子とみなす。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。

第9条 遺族給付（遺族が脱会給付を受ける場合にあっては、脱会給付）を受ける者の順位は、前条第1項各号に記載する順序による。

2 前条第1項第2号、第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

3 給付を受けるべき遺族に同順位の者が2名以上ある場合は、その給付は人数によって等分して給付する。

4 父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

5 祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

（遺族の特例）

第9条の2 会員の遺言により給付を受けるべき者を指定した場合は、その指定を受けた者に支給する。ただし、会員の死亡以前に指定を受けた者が死亡したときは、この限りでない。

2 前項の指定を受けたものに支給する給付の額は、民法第1028条の規定を準用する。

（受給の欠格）

第9条の3 会員を故意に死亡させた者は、第4条及び第5条の給付を受けることができる遺族としない。

2 会員の死亡前に当該会員の死亡によって給付を受けることができる先順位

又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、給付を受けることができる遺族としない。

(給付の申請)

第10条 第3条、第3条の2、第4条又は第5条に掲げる給付の事由が発生した場合、障害給付については様式第1号、入院給付については様式第2号、死亡以外の事由による脱会給付については様式第3号の給付申請書を会員又は会員であった者から、遺族給付については様式第4号、死亡による脱会給付については様式第5号の給付申請書を遺族又は第9条の2第1項に掲げる指定を受けた者から理事長に提出するものとする。

(給付事由の期間)

第11条 給付は、会員が、その資格を取得した日から喪失した日までの間に発生した事故に基づく給付事由について行うものとする。

(給付の条件)

第12条 理事長は、必要があるときは給付の支給に条件を付することができる。

(請求権の消滅)

第13条 脱会給付の請求権は、その給付事由が発生した日(第5条第3項本文に該当する者が騎手候補生としての身分を失ったときは、その失った日)から1年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 障害給付、入院給付及び遺族給付の請求権は、次の各号に規定する日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(1) 障害給付については、障害が固定したと診断された日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(2) 入院については、退院の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(3) 遺族給付については、会員の死亡した日

(請求権の消滅)

第13条の2 会員の死亡以前に死亡した第8条に掲げる者に係る給付の請求権は、その者の死亡により消滅する。

(給付の制限)

第14条 次の各号の一に該当するときは、その給付は支給しない。

(1) 障害給付又は入院給付の原因となる事故の発生について、会員に故意又は重大な過失のあるとき

(2) 死亡の原因となる事故の発生について、会員に意図した故意のあるとき

(3) 障害給付、入院給付又は脱会給付に関し虚偽又は不正の事実に基づいて申請をしたとき

(他の身体の障害または疾病の影響)

第15条 会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害若しくは疾病の影響により、又は業務中の事故により傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する給付金額とする。

2 正当な理由がなく会員が治療を怠ったことにより、業務中の事故による傷害が重大となったときも、前項と同様とする。

第16条 次の各号の一に該当する者に対する脱会給付は、第5条の規定にかかわらず、同条に定める給付額の3分の2とする。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者

(3) 競馬法施行令第17条の7において準用する同令第14条第1項第4号の規定により競馬に関与することを禁止され、又は停止された者

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者として免許若しくは認定を取り消された者

(5) 虚偽又は不正の事実に基づいて、会員となったことが判明した者

(6) 会員資格を取り消すことが適当と評議員の3分の2以上に認められ、理事会において決議された者

(7) 前各号に掲げる者のほか、脱会給付を給付額の3分の2とすることが適当と評議員の3分の2以上に認められ、理事会において決議された者

第16条の2 脱会の申し出が受理された者のうち、なお会員規程第2条の各号の一に該当し、会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額は、第5条第1項の規定にかかわらず、在籍期間に応じた別表2の給付額の3分の2とする。

第17条 第14条又は第16条第1号(同条第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものに限る。)から第6号までのいずれかに該当するおそれがあると判断するに足る明白な理由があるときは、その該当の有無が決定するまで、その給付の支給を停止することがある。

(脱会給付の仮払)

第17条の2 会員資格を喪失した者が第16条第1号(同条第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものを除く。)又は第7号に該当するおそれがあるときに、その者から給付の申請があつた場合は、脱会給付の給付額の3分の

2に限り仮払をすることができる。

(給付金の返還)

第18条 虚偽若しくは不正の事実に基づいて、給付に関する申請を行い、支給を受けた給付金又は第14条、第15条若しくは第16条に規定する場合に該当するにもかかわらず、第3条、第3条の2、第4条若しくは第5条の規定により支給を受けた給付金は、その全部又は一部を返還させる。

(審査の請求)

第19条 会員又はその遺族は、この規程に基づいて行う給付について共済会の決定に異議があるときは、別に定める不服審査会に対し審査を請求することができる。

2 この請求は、決定後6ヵ月以内に行わなければその権利を失う。

(特別の給付の要件等)

第20条 第2条第2項の規定による特別の給付の要件、支給額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、別に定める。

(会員の義務)

第21条 会員は、障害給付、入院給付及び遺族給付に関する共済会又は次条の規定による保険契約に係る損害保険会社の指示に従うとともに、調査等に協力しなければならない。

(保険契約)

第22条 共済会は、この規程による障害給付及び遺族給付の事業の円滑な運営に資するため、損害保険会社又は生命保険会社と会員を被保険者とする保険契約を締結する。

2 前項の保険契約に基づく保険金の請求及び受領は、会員又はその遺族に代り、共済会がこれを行う。

3 第1項の保険契約に基づいて支払われる保険金は、その全額を第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める障害給付、入院給付及び遺族給付に充当する。

別表 1

障 害 給 付

障害の程度	給 付 額
	円
障害の等級 1 級	9, 0 0 0, 0 0 0
障害の等級 2 級	8, 0 1 0, 0 0 0
障害の等級 3 級	7, 0 2 0, 0 0 0
障害の等級 4 級	6, 2 1 0, 0 0 0
障害の等級 5 級	5, 3 1 0, 0 0 0
障害の等級 6 級	4, 5 0 0, 0 0 0
障害の等級 7 級	3, 7 8 0, 0 0 0
障害の等級 8 級	3, 0 6 0, 0 0 0
障害の等級 9 級	2, 3 4 0, 0 0 0
障害の等級 1 0 級	1, 8 0 0, 0 0 0
障害の等級 1 1 級	1, 3 5 0, 0 0 0
障害の等級 1 2 級	9 0 0, 0 0 0
障害の等級 1 3 級	6 3 0, 0 0 0
障害の等級 1 4 級	3 6 0, 0 0 0